

ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて

平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官通知
(一部改正 平成14年1月11日付け13生畜第7679号農林水産省生産局長・水産庁長官通知)
(一部改正 平成16年1月13日付け15消安第178号農林水産省消費・安全局長通知)
(一部改正 平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知)
(一部改正 平成17年11月7日付け17消安第6852号農林水産省消費・安全局長通知)

(別紙2)

肥料用の肉骨粉等の一時停止の要請の一部解除について

1 定義

別紙2において、「肉骨粉等」とは、肥料に係る肉骨粉、肉粉、臓器粉、骨粉（骨炭（骨を空気を遮断し熱分解（約800℃以上で8時間以上加熱）して炭化させたもの）及び骨灰（骨を空気の流通下で燃焼（1000℃以上）したもの）を除く。）、血粉、乾燥血漿、その他の血液製品、加水分解たん白、蹄粉、角粉、皮粉、魚粉（製造工場において魚粉以外の動物性たん白を使用しないことが確認されたものを除く。）、羽毛粉、獣脂かす、第2リン酸カルシウム（鉱物由来のもの並びに脂肪及びたん白質を含有しないものを除く。）又はゼラチン・コラーゲン（皮由来のもの及び一定の処理がなされたものを除く。）をいう。

2 一時停止の要請を解除する事項

- (1) 肥料原料用の豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物（鯨及びイルカをいう。以下同じ。）のみに由来する肉骨粉等の製造及び工場からの出荷
- (2) 豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物のみに由来する肉骨粉等と肉骨粉等以外のもの（例えば、硫酸アンモニア、過りん酸石灰、塩化加里等）とを混ぜた肥料の製造及び工場からの出荷
- (3) 肥料原料用のなめし蒸製した皮粉又はなめし蒸製した皮粉と肉骨粉等以外のものとを混ぜた肥料の製造及び工場からの出荷（（1）及び（2）に掲げるものを除く。）
- (4) 肥料の原料として国内に保管されている蒸製した骨粉、蹄粉又は角粉と肉骨粉等以外のものとを混ぜた肥料の製造及び工場からの出荷
- (5) （4）に掲げる蒸製した骨粉、蹄粉又は角粉と肉骨粉等以外のものとを混ぜた国内で保管されている肥料の工場からの出荷
- (6) 肥料原料用の蒸製した骨粉、蹄粉又は角粉の製造及び工場からの出荷（（1）に掲げるものを除く。）
- (7) 蒸製した骨粉、蹄粉又は角粉と肉骨粉等以外のものとを混ぜた肥料の製造及び工場からの出荷（（2）、（4）及び（5）に掲げるものを除く。）
- (8) 肉かすを原料としてアルカリ処理した国内に保管されている液状肥料の工場からの出荷
- (9) 肉かすを原料としてアルカリ処理した液状肥料の製造及び工場からの出荷（（2）に掲げるものを除く。）
- (10) ゼラチン・ゼラチン分解液を原料とした国内に保管されている液状肥料の工場か

らの出荷

(1 1) 肥料原料として用いられる肉骨粉の焼却灰及び炭化物を製造するための肉骨粉の製造及び工場からの出荷（(1)に掲げるものを除く。）

(1 2) (1 1)に掲げる肉骨粉の焼却灰及び炭化物の製造及び工場からの出荷

3 解除に当たっての条件

(1) 2の(1)に係る製造及び出荷

肥料原料用の豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物のみに由来する肉骨粉等の製造及び工場からの出荷は、以下に掲げる手続きに従い独立行政法人肥飼料検査所が製造基準に適合することを確認した製造事業場に限る。

豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物のみに由来する肉骨粉等の製造事業場にあつては、別記様式第1号により別添1の製造基準に係る適合確認申請書を独立行政法人肥飼料検査所に提出するものとする。独立行政法人肥飼料検査所は、届出のあつた製造事業場が製造基準に適合するものであることの確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認める場合には、申請者に別記様式第2号による確認書を交付する。

なお、申請内容に変更があつた場合には、速やかに独立行政法人肥飼料検査所に変更届を提出するものとする。

(2) 2の(2)に係る製造及び出荷

豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物のみに由来する肉骨粉等と肉骨粉等以外のものとを混ぜた肥料の製造及び工場からの出荷は、肥料の生産業者が、以下に掲げる手続きを行い、肥料原料用の豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物のみに由来する肉骨粉等のみを購入していることが確認できる場合に限る。

① 肉骨粉等については豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物のみに由来し、別記様式第4号の肉骨粉等供給管理票が携行されている原料以外の原料の受入れは行わないこと。

② 原料である豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物のみに由来する肉骨粉等の供給を受けた場合にあつては、遅滞なく輸送車に携行されている肉骨粉等供給管理票により、供給された原料の内容、数量等を確認し、肉骨粉等供給管理票に受入年月日、受入数量等を記載し、押印の上、原料供給者に回付すること。

(3) 2の(4)の蒸製した骨粉、蹄粉又は角粉

蒸製した骨粉、蹄粉又は角粉は、国際獣疫事務局（OIE）が定める不活性化条件（133℃、3気圧、20分）よりも厳しい条件で処理されていることが証明書等により肥料の生産業者が確認できる場合に限る。

(4) 2の(6)に係る製造及び出荷

肥料原料用の蒸製した骨粉、蹄粉又は角粉の原料は、BSE患者及びBSE疑似患者由来でなく、かつ、牛の特定危険部位（牛の頭部（舌及び頬肉を除く。））、せき髄、回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。）、せき柱（胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。6において同じ。）及びと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていない牛の部位（皮、毛、角及び蹄を除く。6において同じ。）をいう。以下同じ。）が混入していないものに限る。

また、肥料原料用の蒸製した骨粉、蹄粉又は角粉の製造及び工場からの出荷は、以下に掲げる手続きに従い独立行政法人肥飼料検査所が製造基準に適合することを確認した製造事業場に限る。

蒸製した骨粉、蹄粉又は角粉の製造事業場にあつては、別記様式第5号により別添2の製造基準に係る適合確認申請書を独立行政法人肥飼料検査所に提出するものとする。

る。独立行政法人肥飼料検査所は、提出のあった製造事業場が製造基準に適合するものであることの確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認める場合には、申請者に別記様式第6号による確認書を交付する。

なお、申請内容に変更があった場合には、速やかに独立行政法人肥飼料検査所に変更届を提出するものとする。

(5) 2の(7)に係る製造及び出荷

蒸製した骨粉、蹄粉又は角粉と肉骨粉等以外のものとを混ぜた肥料の製造及び工場からの出荷は、肥料の生産業者が、以下に掲げる手続を行い、肥料原料用の蒸製した骨粉、蹄粉又は角粉のみを購入していることが確認できる場合に限る。

- ① 蒸製した骨粉、蹄粉又は角粉は、別記様式第8号の蒸製骨粉類供給管理票が携行されている原料以外の原料の受入れは行わないこと。
- ② 蒸製した骨粉、蹄粉又は角粉の供給を受けた場合にあっては、遅滞なく輸送車に携行されている蒸製骨粉類供給管理票により、供給された原料の内容、数量等を確認し、蒸製骨粉類供給管理票に受入年月日、受入数量等を記載し、押印の上、原料供給者に回付すること。

(6) 2の(8)のアルカリ処理した液状肥料の出荷

原料の肉かすがOIEが定める不活性化条件と同等以上の条件で処理されていることが証明書等により、液状肥料の製造段階においてアルカリ処理（水酸化ナトリウム又は水酸化カリウム溶液の最終濃度が2.3mol/L以上で85℃以上、1時間以上）されていることが製造記録等により、それぞれ生産業者が確認できる場合に限る。

(7) 2の(9)のアルカリ処理した液状肥料の製造及び出荷

原料の肉かすは、

- ① BSE患者及びBSE疑似患者由来でないこと
 - ② 牛の特定危険部位が混入していないこと
 - ③ OIEが定める不活性化条件と同等以上の条件で処理されていること
- を満たすものに限る。

また、アルカリ処理した液状肥料の製造及び工場からの出荷は、以下に掲げる手続に従い独立行政法人肥飼料検査所が製造基準に適合することを確認した製造事業場に限る。

アルカリ処理した液状肥料の製造事業場にあつては、別記様式第9号により別添3の製造基準に係る適合確認申請書を独立行政法人肥飼料検査所に提出するものとする。独立行政法人肥飼料検査所は、提出のあった製造事業場が製造基準に適合するものであることの確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認める場合には、申請者に別記様式第10号による確認書を交付する。

なお、申請内容に変更があった場合には、速やかに独立行政法人肥飼料検査所に変更届を提出するものとする。

(8) 2の(10)の液状肥料の工場からの出荷

原料のゼラチン・ゼラチン分解液が医薬品等用として製造されたものであることを生産業者が確認できる場合に限る。

(9) 2の(11)に係る製造及び出荷

肉骨粉の焼却灰及び炭化物の原料となる肉骨粉は、BSE患者及びBSE疑似患者由来でなく、かつ、牛の特定危険部位が混入していないものに限る。

また、肉骨粉の焼却灰及び炭化物の原料となる肉骨粉の製造及び工場からの出荷は、昭和25年6月20日農林省告示第177号（特殊肥料等の指定）又は昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定め

る等の件)に基づき、牛のせき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の工程の確認を受けた製造事業場に限る。

(10) 2の(12)に係る製造及び出荷

肉骨粉の焼却灰は空気の流通下で焼却(1000℃以上で5分間以上)したもの限り、肉骨粉の炭化物は空気を遮断し熱分解(1000℃以上で30分間以上加熱)して炭化させたものに限る。

また、肉骨粉の焼却灰及び炭化物の製造及び工場からの出荷は、以下に掲げる手続きに従い独立行政法人肥飼料検査所が製造基準に適合することを確認した製造事業場に限る。

肉骨粉の焼却灰及び炭化物の製造事業場にあつては、別記様式第12号により別添4の製造基準に係る適合確認申請書を独立行政法人肥飼料検査所に提出するものとする。独立行政法人肥飼料検査所は、提出のあった製造事業場が製造基準に適合するものであることの確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認める場合には、申請者に別記様式第13号による確認書を交付する。

なお、申請内容に変更があつた場合には、速やかに独立行政法人肥飼料検査所に変更届を提出するものとする。

(11) 氏名又は名称の確認

肥料の生産業者又は販売業者が2の(4)から(10)までの肥料を農家等に販売する場合は、肥料の生産業者又は販売業者が販売する農家等の氏名又は名称を確認できる場合に限る。

4 帳簿の記載

- (1) 肥料の生産業者は、肥料を生産したときは、その生産する事業場ごとに備え付ける帳簿に、2の一時停止の要請を解除する事項及び3の解除に当たっての条件を確認できるよう、毎日、その名称及び数量を記載するものとする。
- (2) 肥料の生産業者又は販売業者は、原料若しくは肥料を購入し又は肥料を生産業者若しくは販売業者に販売したときは、その生産又は販売を行う事業場ごとに備え付ける帳簿に、2の一時停止の要請を解除する事項及び3の解除に当たっての条件を確認できるよう、その都度、肥料の原料又は肥料の名称、数量、年月日及び相手方の氏名又は名称を記載するものとする。
- (3) 肥料の生産業者又は販売業者は、2の(4)から(10)までの肥料を農家等に販売したときは、その販売を行う事業場ごとに備え付ける帳簿に、その都度、肥料の名称、数量、年月日及び相手方の氏名又は名称を記載するものとする。

5 製造基準に適合する製造事業場の公表

独立行政法人肥飼料検査所は、別記様式第2号、第6号、第10号及び第13号による確認書を交付した製造事業場について独立行政法人肥飼料検査所のホームページに公表するものとする。

6 製造工程においてせき柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けた牛の部位の取扱い

牛の部位を原料とする肥料の製造業者が、牛の骨を原料とする肥料原料用の蒸製した骨粉、又は牛の肉かすを原料としてアルカリ処理した液状肥料について、「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」(平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知(以

下「施行通知」という。))に基づき、製造工程においてせき柱等（せき柱及びと畜場法第14条の検査を経ていない牛の部位をいう。）が混合しないことについての確認申請、変更確認申請又は確認書の返納の届出を独立行政法人肥飼料検査所を経由して行ったときは、遅滞なく、施行通知による改正前の本通知に基づく製造基準適合確認書の交付を受けている場合にあつては、独立行政法人肥飼料検査所に当該確認書を返納することとする。この場合において、当該返納は、本通知に基づく肥料原料用の蒸製した骨粉、又は肉かすを原料とした液状肥料の製造基準適合確認の申請の内容に変更があつた場合の変更届の提出とみなすものとする。

独立行政法人肥飼料検査所は、施行通知に基づく牛の部位を原料とする肥料の製造工程の現地調査において、本通知に基づく肥料原料用の蒸製した骨粉、又は肉かすを原料としてアルカリ処理した液状肥料の製造基準にも適合していることについて確認するものとし、当該製造基準に適合していることが認められた場合は、本通知に基づく製造基準確認書を書き替えて交付するものとする。

施行通知に基づき牛の部位である原料に原料供給管理票が添付されているものについては別記様式第7号の原骨等供給管理票、又は別記様式第11号の肉かす原料供給管理票について、牛の部位を原料とする肥料について肥料原料供給管理票が添付されているものについては別記様式第8号の蒸製骨粉類供給管理票について、それぞれ輸送車に携行することを省略することができるものとする。

別添 1

豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物に由来する肉骨粉等の製造基準

(1) 収集先の基準

ア 家きん

食鳥処理場のみから収集すること。

イ 豚・馬

反すう動物のものの混入を防止するため、と畜場との間で反すう動物との分別に関する基準を定め、当該基準に基づき分別された豚及び馬のもののみを原料供給契約を締結したと畜場から収集すること。

ウ 海産ほ乳動物

鯨体処理場、水産物産地市場又は水産加工業を営む者のみから収集すること。

(2) 輸送の基準

ア 豚・馬、家きん又は海産ほ乳動物に由来する原料の輸送に当たっては、反すう動物のものの混入を防止するため専用の輸送車を用いるか、豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物由来の原料を輸送する前後に、輸送車の洗浄又は清掃を徹底すること。

イ 豚・馬由来残さ供給管理票

豚・馬に由来する残さ（食鳥処理場、鯨体処理場、水産物産地市場又は水産加工業を営む者からのものは除く。）の輸送に当たっては、別記様式第3号による豚・馬由来残さ供給管理票を作成し、当該残さの輸送車に携行すること。豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物のみに由来する肉骨粉等の製造業者は、豚・馬由来残さ供給管理票が携行されていない原料の受入れは行わないこと。また、豚・馬由来残さ供給管理票の記載内容と供給された残さの内容、数量、分別流通の状況等を確認するとともに、豚・馬由来残さ供給管理票を8年間保存すること。

ウ 受入記録

受入れに当たっては、受入年月日、数量、収集先を帳簿に記録すること。また、記録については、8年間保存すること。

(3) 製造における対策

ア 製造工程

豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物のみに由来する肉骨粉等の製造工程が豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物以外のものの製造工程と完全に分離されていること。

また、製造工程中において反すう動物に由来するものが混入しないこと。

イ 製造記録

製造に用いた原料の種類及び量、製造年月日、製造数量を帳簿に記録すること。

また、記録については、8年間保存すること。

ウ 製造管理者

製造管理者を設置し、実地に管理すること。

(4) 製品出荷時の対策

ア 出荷工程

出荷工程中において反すう動物に由来するものが混入しないこと。

イ 出荷記録

出荷年月日、出荷先、出荷量を帳簿に記録すること。また、記録については、8年間保存すること。

(5) 製品輸送における対策

ア 豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物のみに由来する肉骨粉等の輸送車は、反すう動物のものの混入を防止するため専用化するか、豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物のみに由来する肉骨粉等を輸送する前後に、輸送車の洗浄又は清掃を徹底すること。

イ 肉骨粉等供給管理票

豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物のみに由来する肉骨粉等の輸送に当たっては、別記様式第4号による肉骨粉等供給管理票を作成し、当該肉骨粉等の輸送車に携行すること。当該肉骨粉等が最終荷受者に到達したら遅滞なく最終荷受人から肉骨粉等供給管理票の回付を受け、製品が最終荷受人に確実に到達したことを確認するとともに、回付された肉骨粉等供給管理票を8年間保存すること。

(6) 製造事業場に、別記様式第2号の確認書を備え付けること。

別記様式第1号

製造基準適合確認申請書		
		年 月 日
独立行政法人肥飼料検査所 理事長 殿		
住 所		
氏 名		印
平成13年11月1日付け13生畜第4104号の規定に基づき、下記の製造事業場が豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物由来肉骨粉等の製造基準に適合していることの確認を求めます。		
記		
1 事業場の名称		
2 事業場の所在地		

備考：製造工程の図面を添付すること。

別記様式第2号

豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物由来肉骨粉等適合確認書		
		年 月 日
豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物由来肉骨粉等の供給業者		
代表者 殿		
独立行政法人肥飼料検査所 理事長		印
平成13年11月1日付け13生畜第4104号の規定に基づき、平成○年○月○日付けで確認申請のあったこのことについて、確認書を交付する。		
記		
1 事業場の名称		
2 事業場の所在地		
3 確認書の有効期間		

備考：確認書の有効期間は、発行日から3年間とする。なお、変更届が提出された場合にあっては、この限りではない。

豚・馬由来残さ供給管理票

豚・馬由来残さの供給業者の氏名 又は名称及び住所	○○○○株式会社 東京都千代田区霞が関 ○丁目○番○号 管理者の職名・氏名 印
事業場の名称及び住所	○○○○株式会社○○工場 ○○県○○市○丁目○番○号
供給する残さの種類	豚内臓、豚骨
出荷年月日	平成13年11月○○日
出荷数量	1, 000kg

肉骨粉等供給管理票

肉骨粉等供給業者の氏名又は名称 及び住所	○○○○株式会社 東京都千代田区霞が関 ○丁目○番○号 管理者の職名・氏名 印
製造事業場の名称及び住所	○○○○株式会社○○工場 ○○県○○市○丁目○番○号
供給する肉骨粉等の種類	肉骨粉（鶏）
供給する肉骨粉等の名称	チキンミール1号
出荷年月日	平成13年11月○○日
荷姿、出荷数量	500kgTB袋、2袋 計 1,000kg

受入年月日	平成13年11月○○日
荷姿、荷受数量	500kgTB袋、2袋 計 1,000kg
荷受業者の氏名又は名称及び住所	○○○○株式会社 東京都港区青山○丁目○番○号 管理者の職名・氏名 印

- 備考：1 供給する肉骨粉等の種類欄には、由来する動物種を具体的に記載すること。
- 2 記入上の注意
- 太枠線上段は、原料供給者が記入すること。
- " 下段は、最終荷受者が記入すること。

別添 2

蒸製した骨粉、蹄粉又は角粉の製造基準

(1) 収集先

骨、蹄又は角の収集先は、BSE患者及びBSE疑似患者由来でなく、かつ、牛の特定危険部位が混入していないことが証明できる業者に限る。

(2) 輸送の基準

ア 骨、蹄又は角の輸送に当たっては、BSE患者及びBSE疑似患者が混入せず、かつ牛の特定危険部位の混入を防止するため、専用の輸送車を用いるか、骨、蹄又は角を輸送する前後に、輸送車の洗浄又は清掃を徹底すること。

イ 原骨等供給管理票

骨、蹄又は角の輸送に当たっては、別記様式第7号による原骨等供給管理票を作成し、骨、蹄又は角の輸送車に携行すること。蒸製した骨粉、蹄粉又は角粉の製造業者は、原骨等供給管理票が携行されていない原料の受入れは行わないこと。また、原骨等供給管理票の記載内容と供給された骨、蹄又は角の内容、数量、BSE患者及び疑似患者が混入せず、かつ牛の特定危険部位が混入していないこと等を確認するとともに、原骨等供給管理票を8年間保存すること。

ウ 受入記録

受入れに当たっては、受入年月日、数量、収集先を帳簿に記録すること。また、記録については、8年間保存すること。

(3) 製造における対策

ア 製造条件

国際獣疫事務局(OIE)が定める不活性化条件(133℃、3気圧、20分)よりも厳しい条件で製造すること。

イ 製造記録

製造に用いた原料の種類及び量、製造年月日、製造条件(温度、水蒸気圧、時間)及び製造数量を帳簿に記録すること。また、記録については、8年間保存すること。

ウ 製造管理者

製造管理者を設置し、実地に管理すること。

(4) 製品出荷時の対策

ア 出荷工程

出荷工程中において蒸製した骨粉、蹄粉又は角粉以外のものが混入しないこと。

イ 出荷記録

出荷年月日、出荷先、出荷量を帳簿に記録すること。また、記録については、8年間保存すること。

(5) 製品輸送における対策

ア 蒸製した骨粉、蹄粉又は角粉の輸送車は、それ以外の混入を防止するため専用化するか、蒸製した骨粉、蹄粉又は角粉を輸送する前後に、輸送車の洗浄又は清掃を徹底すること。

イ 蒸製骨粉類供給管理票

蒸製した骨粉、蹄粉又は角粉の輸送に当たっては、別記様式第8号による蒸製骨粉類供給管理票を作成し、当該蒸製した骨粉、蹄粉又は角粉の輸送車に携行すること。当該蒸製した骨粉、蹄粉又は角粉が最終荷受者に到達したら遅滞なく最終荷受

- 人から蒸製骨粉類供給管理票の回付を受け、製品が最終荷受人に確実に到達したことを確認するとともに、回付された蒸製骨粉類供給管理票を8年間保存すること。
- (6) 製造事業場に、別記様式第6号の確認書を備え付けること。

別記様式第 5 号

製造基準適合確認申請書		
		年 月 日
独立行政法人肥飼料検査所 理事長 殿		
住 所 氏 名		印
平成 13 年 11 月 1 日付け 13 生畜第 4104 号の規定に基づき、下記の製造事業場が蒸製した骨粉、蹄粉又は角粉の製造基準に適合していることの確認を求めます。		
記		
1 事業場の名称		
2 事業場の所在地		

備考：製造工程の図面及びボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）第 56 条に基づく第 1 種圧力容器設置届（写し）を添付すること。

別記様式第 6 号

蒸製した骨粉、蹄粉又は角粉適合確認書		
		年 月 日
蒸製した骨粉、蹄粉又は角 粉の供給業者		
代表者 殿		
独立行政法人肥飼料検査所 理事長		印
平成 13 年 11 月 1 日付け 13 生畜第 4104 号の規定に基づき、平成○ 年○月○日付けで確認申請のあったこのことについて、確認書を交付する。		
記		
1 事業場の名称		
2 事業場の所在地		
3 確認書の有効期間		

備考：確認書の有効期間は、発行日から 3 年間とする。なお、変更届が提出された場合にあっては、この限りではない。

原骨等供給管理票

骨、蹄又は角の供給業者の氏名又は名称及び住所	○○○○株式会社 東京都千代田区霞が関 ○丁目○番○号 管理者の職名・氏名 印
事業場の名称及び住所	○○○○株式会社○○工場 ○○県○○市○丁目○番○号
供給する原料の種類	骨
出荷年月日	平成13年12月○○日
出荷数量	1, 000kg

この原料には、BSE患者及びBSE疑似患者由来のもの並びに牛の特定危険部位は混入していません。

蒸製骨粉類供給管理票

蒸製した骨粉、蹄粉又は角粉の供給業者の氏名又は名称及び住所	○○○○株式会社 東京都千代田区霞が関 ○丁目○番○号 管理者の職名・氏名 印
製造事業場の名称及び住所	○○○○株式会社○○工場 ○○県○○市○丁目○番○号
供給する蒸製した骨粉、蹄粉又は角粉の種類	蒸製骨粉
供給する蒸製した骨粉、蹄粉又は角粉の名称	2 1 蒸製骨粉
出荷年月日	平成13年12月○○日
荷姿、出荷数量	500kgTB袋、2袋 計 1,000kg

受入年月日	平成13年12月○○日
荷姿、荷受数量	500kgTB袋、2袋 計 1,000kg
荷受業者の氏名又は名称及び住所	○○○○株式会社 東京都港区青山○丁目○番○号 管理者の職名・氏名 印

記入上の注意

太枠線上段は、原料供給者が記入すること。

〃 下段は、最終荷受者が記入すること。

別添 3

肉かすを原料としてアルカリ処理した液状肥料の製造基準

(1) 収集先

肉かすの収集先は、

- ① BSE 患畜及び BSE 疑似患畜由来でないこと
- ② 牛の特定危険部位が混入していないこと
- ③ OIE が定める不活化条件と同等以上の処理が行われていることが証明できる業者に限る。

(2) 輸送の基準

ア 肉かすの輸送に当たっては、BSE 患畜及び BSE 疑似患畜が混入せず、かつ、牛の特定危険部位の混入を防止するため、密閉の可能な専用の輸送車を用いるか、袋やトランスバックに詰めた形で輸送を行い、肉かすを輸送する前後に、輸送車の洗浄又は清掃を徹底すること。

イ 肉かす原料供給管理票

肉かすの輸送に当たっては、別記様式第 11 号による肉かす原料供給管理票を作成し、肉かすの輸送車に携帯すること。アルカリ処理した液状肥料の製造業者は、肉かす原料供給管理票が携帯されていない原料の受入れは行わないこと。また、肉かす原料供給管理票の記載内容と供給された肉かすの内容、数量、BSE 患畜及び BSE 疑似患畜由来のものが混入せず、かつ、牛の特定危険部位が混入していないこと、OIE が定める不活性化条件と同等以上の条件で処理が行われていること等を確認するとともに、肉かす原料供給管理票を 8 年間保存すること。

ウ 受入記録

受入れに当たっては、受入年月日、数量、収集先を帳簿に記録すること。また、記録については、8 年間保存すること。

(3) 製造における対策

ア 製造条件

肉かすをアルカリ処理（水酸化ナトリウム又は水酸化カリウム溶液の最終濃度が 2.3 mol/L 以上で 85°C 以上、1 時間以上）すること。

イ 製造記録

製造に用いた原料の種類及び量、製造年月日、製造条件（モル濃度、温度、時間）及び製造数量を帳簿に記録すること。また、記録については、8 年間保存すること。

ウ 製造管理者

製造管理者を設置し、実地に管理すること。

(4) 製品出荷時の対策

ア 出荷工程

出荷工程中においてアルカリ処理した液状肥料以外のものが混入しないこと。

イ 出荷記録

出荷年月日、出荷先、出荷量を帳簿に記録すること。また、記録については、8 年間保存すること。

(5) 製造事業場に、別記様式第 10 号の確認書を備え付けること。

別記様式第 9 号

製造基準適合確認申請書		
		年 月 日
独立行政法人肥飼料検査所 理事長 殿		
住 所		
氏 名		印
平成 13 年 11 月 1 日付け 13 生畜第 4104 号の規定に基づき、下記の製造事業場がアルカリ処理した液状肥料の製造基準に適合していることの確認を求めます。		
記		
1 事業場の名称		
2 事業場の所在地		

備考：原料及び生産工程の概要を添付すること。

別記様式第 10 号

アルカリ処理した液状肥料適合確認書		
		年 月 日
アルカリ処理した液状 肥料の供給業者		
代表者 殿		
独立行政法人肥飼料検査所 理事長		印
平成 13 年 11 月 1 日付け 13 生畜第 4104 号の規定に基づき、平成○ 年○月○日付けで確認申請のあったこのことについて、確認書を交付する。		
記		
1 事業場の名称		
2 事業場の所在地		
3 確認書の有効期間		

備考：確認書の有効期間は、発行日から 3 年間とする。なお、変更届が提出された場合にあっては、この限りではない。

肉かす原料供給管理票

肉かすの供給業者の氏名又は名称 及び住所	○○○○株式会社 東京都千代田区霞が関 ○丁目○番○号 管理者の職名・氏名 印
事業場の名称及び住所	○○○○株式会社○○工場 ○○県○○市○丁目○番○号
供給する肉かすのロット番号等	1 5 1 2 1 0 A
出荷年月日	平成 1 5 年 1 2 月 ○ ○ 日
出荷数量	1, 0 0 0 k g

この原料には、B S E 患畜及び B S E 疑似患畜由来のもの並びに牛の特定危険部位は混入していません。

別添 4

肉骨粉の焼却灰及び炭化物の製造基準

(1) 収集先

肉骨粉の収集先は、BSE患者及びBSE疑似患者由来でなく、かつ、牛の特定部位が混入していないことを証明できる業者から収集されるものであって、昭和25年6月20日農林省告示第177号（特殊肥料等の指定）又は昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の規定に基づき牛のせき柱等が混入しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。

(2) 輸送の基準

ア 肉骨粉の輸送に当たっては、BSE患者及びBSE疑似患者が混入せず、かつ、牛の特定危険部位の混入を防止するため、専用の輸送車を用いるか、肉骨粉を輸送する前後に、輸送車の洗浄又は清掃を徹底すること。

イ 肉骨粉の輸送に当たっては、「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の一部を改正する告示等の施行について」（平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知）の別紙の3の（2）で定める肥料原料供給管理票を肉骨粉の輸送車に携行すること。肉骨粉の焼却灰及び炭化物の製造業者は、肥料原料供給管理票が携行されていない原料の受入は行わないこと。

ウ 受入記録

受入に当たっては、受入年月日、数量、収集先を帳簿に記録すること。また、記録については、8年間保存すること。

(3) 製造における対策

ア 製造条件

肉骨粉の焼却灰及び炭化物は空気の流通下で燃焼（1,000℃以上で5分以上）して完全に灰化すること。また、肉骨粉の炭化物は空気を遮断し熱分解（1,000℃以上で30分以上加熱）して完全に炭化すること。

イ 製造記録

製造に用いた原料の種類及び量、製造年月日、製造条件（温度、時間）及び製造数量を帳簿に記録すること。また、記録については、8年間保存すること。

ウ 製造管理者

製造管理者を設置し、実地に管理すること。

(4) 製造出荷時の対策

ア 出荷工程

出荷工程中において肉骨粉の焼却灰及び炭化物以外のものが混入しないこと。

イ 出荷記録

出荷年月日、出荷先、出荷量を帳簿に記録すること。また、記録については、8年間保存すること。

(5) 製品輸送における対策

肉骨粉の焼却灰及び炭化物の輸送車は、それ以外の混入を防止するため専用化するか、肉骨粉の焼却灰及び炭化物を輸送する前後に、輸送車の洗浄又は清掃を徹底すること。

(6) 製造事業場に、別記様式第13号の確認書を備え付けること。

別記様式第12号

<u>製造基準適合確認申請書</u>	
年 月 日	
<u>独立行政法人肥飼料検査所 理事長 殿</u>	
<u>住 所</u> <u>氏 名</u>	<u>印</u>
<u>平成13年11月1日付け13生畜第4104号の規定に基づき、下記の製造事業場が肉骨粉の焼却灰及び炭化物の製造基準に適合していることの確認を求めます。</u>	
記	
1 <u>事業場の名称</u>	
2 <u>事業場の所在地</u>	

備考：処理能力が確認できる焼却・炭化施設の設計図、製造工程の図面等を添付すること。

別記様式第13号

<u>肉骨粉の焼却灰及び炭化物適合確認書</u>	
年 月 日	
<u>肉骨粉の焼却灰及び炭化物</u> <u>の供給業者</u>	
<u>代表者 殿</u>	
<u>独立行政法人肥飼料検査所 理事長 印</u>	
<u>平成13年11月1日付け13生畜第4104号の規定に基づき、平成〇</u> <u>年〇月〇日付けで確認申請のあったこのことについて、確認書を交付する。</u>	
記	
1 <u>事業場の名称</u>	
2 <u>事業場の所在地</u>	
3 <u>確認書の有効期間</u>	

備考：確認書の有効期間は、発行日から3年間とする。なお、変更届が提出された場合にあっては、この限りではない。